

津島市婚活支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、津島市婚活支援業務に係る契約の相手方の選定に当たり、プロポーザル方式による受託候補者の選考（以下、「プロポーザル選考」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

津島市婚活支援業務

(2) 目的

本市において少子化が進む中で、未婚化・晩婚化への対応が喫緊の課題となっている。そのような中で、本市の魅力を知っていただきながら交流を深め、出会いの機会を創出するために、婚活イベントを開催する。イベントを通し、出会いの機会を創出することで本市が抱える人口減少や少子化の一因となっている未婚化・晩婚化解消を図るとともに、市内在住の参加者におけるシビックプライドの醸成と、市外参加者への本市の魅力を最大限伝えることによる定住及び移住推進を目的とする。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、その詳細は別記1仕様書に定めるものとする。

- ア 婚活イベントの企画、運営
- イ 応募者及び参加者の受付、名簿作成
- ウ イベントの広報
- エ 参加者への対応
- オ 参加者へのアンケートの実施
- カ 成果品の提出
- キ 打合せ協議

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 予算額

委託料の上限は1,088,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（注）上記の金額を超えての提案は無効とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

日 程	内 容
令和7年 5月29日(木)	募集要領の公告
同 6月4日(水)	実施要領等に関する質問事項の提出締切
同 10日(火)	質問事項の回答(ホームページ)
同 16日(月)	参加申込書の提出締切
同 20日(金)	参加資格審査結果通知書の送付
同 25日(水)	企画提案書の提出締切
同 7月4日(金)	1次審査(書類審査)の結果通知
同 15日(火) ・16日(水)	2次審査(プレゼンテーション審査及びヒアリング)
同 23日(水)	受託候補者の決定及び公表
同 7月下旬頃	委託契約の締結

6 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、提案書提出日現在で、次の各号にいずれも該当する者とし、複数の事業者による共同提案は認めないこととする。

- (1) 令和6・7年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、「役務の提供等」の「業務：3 役務の提供等、営業種目：03 映画等製作・広告・催事、取扱内容：01 :イベント企画」に登録されている者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類(申請日において、発行日より3か月以内のものとする。鮮明であればすべて写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。)を提出させ、確認した上で本プロポーザルに参加させることができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
身元証明書	個人の方及び受任者(本籍地の市区町村で発行)
委任状	契約権限等を委任する場合のみ (様式は任意のもの)
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書(国税)	法人の方「その3の3」/個人の方「その3の2」

納税証明書 (愛知県税)	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書 (未納がないこと用)
納税証明書 (津島市税)	津島市に納税義務がある場合のみ (完納証明書)

- (2) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)に契約締結した業務において、国又は地方公共団体における婚活支援業務に関する契約実績がある者。
- (3) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 募集の方法

実施要領その他の資料の交付については次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年5月29日（木）から同年6月16日（月）まで

(2) 交付場所

津島市公式ホームページで公表するほか、下記17に掲げる担当部局において交付する。ただし、担当部局での交付は、津島市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条に規定している市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付する書類

実施要領、仕様書、企画提案書作成要領、審査実施要領

8 実施要領及び仕様書に関する質問事項

質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。ただし、質問は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和7年6月4日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により、下記17に掲げる担当部局に提出すること。

(4) 注意事項

ア 電子メールで提出する場合、件名は「(貴社名) 津島市婚活支援業務委託プロポーザル質問」とすること。

イ 電子メールの通信事故や郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(5) 質問の回答方法

質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和7年6月10日（火）までに津島市公式ホームページにおいて公開する。なお、回答内容については本実施要領の追加又は修正として取り扱う。

9 参加申込の手続き

プロポーザル選考に参加しようとする者は、次に掲げるところにより、参加の意思表示を行うものとする。

(1) 提出書類

参加申込書（様式第 2 号）

（注）業務実績調書（別紙 1）及び誓約書（別紙 2）を添付すること

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（引受及び配達の実事及び日時が記録される方法に限る。）により、下記 17 に掲げる担当部局に提出すること。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出部数

正本 1 部

(5) 参加資格の確認

参加申込書を提出した者の参加資格を確認し、その結果を令和 7 年 6 月 20 日（金）までに「参加資格審査結果通知書」（様式第 4 号）により電子メールで通知する。

(6) 提出書類の取り扱い

- ア 提出されたすべての書類は、返却しない。
- イ 提出期限後の書類の加除及び差替え並びに記載事項の追記及び修正は、認めない。

10 企画提案書等の提出

別記 2 企画提案書作成要領に基づき企画提案書等を作成し、次に掲げるところにより、提出すること。ただし、企画提案できる件数は、各参加者につき、それぞれ 1 案とする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 見積提案書
- ウ 社会的取組を証明する書類

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（引受及び配達の実事及び日時が記録される方法に限る。）により、下記 17 に掲げる担当部局に提出すること。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（注）電子データも併せて下記 17 に掲げる担当部局に提出すること。

(5) 提出書類の取り扱い

- ア 提出されたすべての書類は、返却しない。
- イ 提出期限後の書類の加除及び差替え並びに記載事項の追記及び修正は、認めない。

11 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案について、津島市婚活支援業務プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

12 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、別記3 審査実施要領に掲げる評価項目について書類審査を行い、各評価項目の合計得点の高い上位3者に対して二次審査を行う。ただし、参加申込書の提出が3者以下であった場合は1次審査を実施せず、1次審査の評価項目について、2次審査時に審査する。

(1) 評価方法

各委員が採点した評価の視点・基準ごとに点数を合計して、各評価項目の得点とする。各評価項目の合計得点と同点となる者があるときは、選考委員会の協議により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

令和7年7月4日（金）までに、1次審査を行ったすべての参加者に対して、1次審査結果通知書（様式第5号）により、電子メール及び郵送で通知する。

13 2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング）

1次審査を通過した者に対して、別記3 審査実施要領に掲げる評価項目についてプレゼンテーション審査を行い、各評価項目の合計得点の最も高い者を受託候補者とし、2番目に高い者を次点候補者とする。ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者とししない。

(1) 実施日時

令和7年7月15日（火）又は同月16日（水）とし、時刻及び場所は、1次審査を通過した者に対して、個別に通知する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

別記3 審査実施要領に定めるところによる。

(3) 評価方法

各委員が採点した評価の視点・基準ごとに点数を合計して、各評価項目の得点とする。各評価項目の合計得点が同点となる者があるときは、選考委員会の協議により順位を決定する。

(4) 審査結果の通知等

令和7年7月23日(水)までに、2次審査を行ったすべての参加者に対して、2次審査結果通知書(様式第6号)により、電子メール及び郵送で通知するとともに、受託候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果に対する問い合わせ

審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(土日祝日を含まない。)以内に、その理由についての説明を書面で求めることができる。

14 契約の締結

審査結果により受託候補者となった者から見積書の徴収を行い、その見積金額が予定価格の範囲であった場合は、企画提案に基づく業務の仕様について協議の上、津島市財務規則(平成元年津島市規則第11号)に基づき契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、次点候補者を契約の相手方とする。

ア 随意契約に応じない場合

イ 下記16(3)に掲げる失格事項に該当することとなった場合

15 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例(平成12年津島市条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は、不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

16 その他の事項

(1) 費用負担

書類の作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。緊急その他やむを得ない理由により、プロポーザル選考を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザル選考に要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

プロポーザル選考への参加申込又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに、下記 17 に掲げる担当部局に「辞退届（様式第 3 号）」を電子メールにより提出するものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積提案額が上記 3 に掲げる委託料限度額を超えたとき

(4) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書の複製

提出された企画提案書等の書類は、プロポーザル選考の実施に必要な範囲において、複製することがある。

イ 企画提案書の目的外使用

提出された企画提案書等は、当該参加者の承諾を得ることなく、受託候補者を選定する目的以外の目的に使用しない。ただし、企画提案の内容について、業務の参考とすることがある。

ウ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者の作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又はその全部を無償で使用（複製、転記、又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立て

プロポーザル選考に参加した者は、当該プロポーザル選考の実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 担当部局

津島市総合政策部企画政策課企画調整グループ (担当：吉田、伊藤)

住 所 〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地 (津島市役所3階)

電 話 0567-55-9465 (ダイヤルイン)

F A X 0567-24-1791

E-mail kikaku@city.tsushima.lg.jp